

オープンカウンター方式による見積合せの実施について

本調達には「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。
ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

なお、本調達に係る落札決定及び契約締結は、当該調達に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和6年2月21日

支出負担行為担当官
東海防衛支局長 宮原 賢治

- 1 件 名 東海防衛支局（6）千種北宿舎外1施設建物点検等業務
- 2 内 容 千種北宿舎及び岐阜防衛事務所の点検等
詳細は、仕様書のとおり
- 3 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 履行場所 愛知県名古屋市千種区北千種1-8-12千種北宿舎
岐阜県各務原市那加官有無番地 航空自衛隊岐阜基地内 岐阜防衛事務所
- 5 参加資格
 - (1)防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」のうち建物管理等各種保守管理においてC又はD等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
 - (2)前号の資格を有しない場合は、東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領第5条第3号アからウのいずれかの条件を満たす者であること。
 - (3)その他、東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領第5条第1号、第2号及び第4号から第6号に該当する者であること。
- 6 見積書等の提出方法等
 - ①電子調達システムによる場合
 - (1)交付場所 電子調達システム(<https://www.geps.go.jp/>)
 - (2)提出書類
 - ア 見積書の提出を希望する者は、上記5(1)、又は(2)の参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
 - (1)の場合：「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し
 - (2)の場合：契約実績を証明する契約書等の写し又は中小企業等経営強化法第50条第1項及び同法第52条第1項の認定を受けた認定通知書の写し
 - イ 見積書記載金額に対応する内訳明細書(別紙第2)を提出すること。
 - ウ その他、東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領第6条第3項の規定に基づき記載すること。
 - (3)提出方法 電子調達システム(<https://www.geps.go.jp/>)により提出すること。
 - ②紙による場合
 - (1)交付場所 下記10にて配布する。(東海防衛支局ホームページからダウンロード可)
 - (2)提出書類
 - ア ①(2)アと同じ
 - イ 見積書は、別紙第1により作成するものとし、見積書記載金額に対応する内訳明細書(別紙第2)を作成すること。

ウ ①(2)ウと同じ

(3)提出方法

見積書等を郵送により提出する際は、見積書(別紙第1)及び内訳明細書(別紙第2)を封筒に入れて、封かんし、見積書を入れた封筒の表に「見積書等在中」と朱書きする。さらに、(2)に示す提出書類とともに1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に件名、見積合せ日時及び商号又は名称を記載の上、提出すること。

7 見積書等の提出期限及び提出場所

令和6年3月8日午後5時までに、電子調達システム、郵送、電子メール(原則PDF形式)又は持参により下記10の問い合わせ先等に提出(必着)するものとする。

ただし、郵送及び電子メールによる提出の場合は、契約係担当者に電話にてその旨を伝えるものとする。

なお、見積書等の提出期限を経過して到着したものは、見積合せに参加できないものとする。

8 暴力団排除に関する誓約

別紙第3の「暴力団排除に関する誓約事項」を熟読の上、内訳明細書の提出をもって誓約したものとする。

誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該見積参加者が提出した見積書等を無効とするものとする。

9 見積合せ日時 令和6年3月12日 午後2時30分

10 問い合わせ先等

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
東海防衛支局 会計課 契約係
電話番号 052-952-8233
電子メールアドレス t-akamatsu-tk@kinchu.rdb.mod.go.jp

11 請書(別紙第4)作成の要否 要

ただし、契約金額によっては、請書の作成が不要となる場合がある。

12 その他

(1)その他詳細は、東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領及び仕様書による。

(2)見積書提出者が代理人であるときは、必要に応じて委任状(別紙第5)を提出すること。

(3)消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100(又は消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、108分の100)に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数を切り捨てた後に得られる金額を見積書に記載すること。

(4)落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に(非課税金額を除く。)当該金額の100分の10(又は消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、100分の8)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、見積参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

見 積 書

件 名：東海防衛支局（6）千種北宿舎外1施設建物点検等業務

見積金額：

上記の金額をもって東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領及び暴力団排除に関する誓約事項を承諾の上、見積します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 宮原 賢治 殿

住 所

商号又は名称

役 職

代表者氏名

※以下は、押印を省略する場合に記載すること。

[担 当 者]

所属部署名

氏 名

連絡先1(電話)

[本件責任者]

所属部署名

氏 名

連絡先2(電話)

※見積金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

内 訳 明 細 書

住 所
商号又は名称
代表者氏名

東海防衛支局オープンカウンター方式実施要領及び暴力団排除に関する誓約事項を承諾の上、見積します。

件 名：東海防衛支局(6)千種北宿舎外1施設建物点検等業務

項 目		単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
建築物及び 建築設備点検業務	千種北宿舎	式	1		
	岐阜防衛事務所	式	1		
空気環境測定業務	岐阜防衛事務所	回	6		
受水槽点検清掃業務	千種北宿舎	式	1		
フロン排出抑制法 定期点検	岐阜防衛事務所	式	1		
計					
消費税及び地方消費税					
合計					

※以下は、押印を省略する場合に記載すること。

[担 当 者]
所属部署名
氏 名
連絡先1(電話)
[本件責任者]
所属部署名
氏 名
連絡先2(電話)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

収入印紙
貼付

請 書

契約事項 東海防衛支局（6）千種北宿舎外1施設建物点検等業務

契約金額 ￥

（うち消費税及び地方消費税の額 ￥ ）

契約内容 内訳書のとおり

上記の契約事項は、次の条件（詳細は、仕様書のとおり）に従ってお請けします。

- 1 履行期間
 - ・ 令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 2 履行場所
 - ・ 愛知県名古屋市千種区北千種1-8-12千種北宿舎
岐阜県各務原市那加官有無番地 航空自衛隊岐阜基地内
岐阜防衛事務所
- 3 履行期限の遅延による賠償金
 - ・ 履行期限の翌日より起算して遅延1日につき契約金額の年3パーセントの割合で計算した金額とする。
- 4 支払条件
 - ・ 履行後適法な支払請求書を提出した日から30日以内とする。
- 5 支払遅延利息
 - ・ 年2.5パーセント
（「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。）
- 6 契約解除に対する違約金
 - ・ 本契約条項を履行しないときは契約金額の100分の10に相当する金額を徴収して解除する。
- 7 その他
 - ・ 本件契約に係る業務に関し、日本国の関係法令等を遵守し、これを履行する。また、当社の責めに帰す事由による損害又は諸問題等が発生した場合には、当社が一切の責任を負うものとする。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 宮原 賢治 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

※以下は、押印を省略する場合に記載すること。

[担 当 者]

所属部署名
氏 名
連絡先1(電話)

[本件責任者]

所属部署名
氏 名
連絡先2(電話)

委 任 状

受任者

営業所等名
役 職
氏 名

私は上記の者を代理人と定め、下記件名の見積及び契約に関する権限を委任します。

記

件 名：東海防衛支局（6）千種北宿舎外1施設建物点検等業務

委任者

住 所
商号又は名称
役 職
代表者氏名

※以下は、押印を省略する場合に記載すること。

[担 当 者]

所属部署名
氏 名
連絡先1(電話)

[本件責任者]

所属部署名
氏 名
連絡先2(電話)

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 宮原 賢治 殿

仕 様 書

1 件 名

東海防衛支局（6）千種北宿舎外1施設建物点検等業務

2 履行場所

- ① 千種北宿舎（愛知県名古屋市千種区北千種1-8-12）
- ② 岐阜防衛事務所（岐阜県各務原市那加官有無番地 航空自衛隊岐阜基地内）

3 施設概要

① 千種北宿舎

敷地面積：約712m²

構 造 等：鉄筋コンクリート造 地上3階

建築年月：昭和58年10月

建築面積：143.97m²（建物延べ面積417.50m²）

用 途：宿舎

受 水 槽：3 m³（材質：S U S）

② 岐阜防衛事務所

敷地面積：約1,100m²

構 造 等：鉄筋コンクリート造 地上2階

建築年月：昭和54年3月

建築面積：311.00m²（建物延べ面積602.60m²）

用 途：事務所

空 調 機：系統名称：ACP-2、原動機定格出力：8.1kW、室外機：1台、室内機：6台

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 履行時期

作業については、原則として契約期間内の開庁日9：00から17：00までの間に行うものとし、具体的な日程は発注者と調整の上、決定すること。

第6項の(1)イについては、年6回（2か月毎）の測定とすること。

6 履行内容

発注者が管理する千種北宿舍及び岐阜防衛事務所の建物及び設備等について、次のとおり業務を履行すること。なお、履行にあたっては、最新の法令等を遵守すること。

- (1) 建築基準法(以下「建基法」という。)(昭和25年5月24日法律第201号)及び官公庁施設の建設等に関する法律(以下「官公法」という。)(昭和26年6月1日法律第181号)の規定に基づき、建物及び設備等の点検等を、岐阜防衛事務所については、アとイの項目を、千種北宿舍については、アとウの項目を実施すること。

ア 建築設備の点検

建基法第12条第4項に基づく告示第285号又は官公法第12条第2項に基づく告示第1351号別表第一の点検(防火ダンパーを含む)。

イ 一酸化炭素の含有量等の測定

事務所衛生基準規則第7条に基づく測定。

ウ 受水槽の点検及び内部清掃

建築物衛生法施行規則第4条に基づく検査。

- (2) 岐阜防衛事務所については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第16条第1項及び第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(経済産業省・環境省告示第13号 平成26年12月10日)第二第2項の一定規模以上の管理第一種特定製品の定期点検の実施及び記録簿の作成をすること。
- (3) 業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務責任者氏名、点検実施者氏名、点検実施者が有する資格者証の写し等、その他必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、発注者の承諾を受けること。
- (4) 上記(1)の点検終了後は、点検結果を記載した点検結果表を作成し、提出すること。
なお、点検結果表は上記(1)の点検項目に準じた書式とする。
- (5) 上記(1)の点検の結果、修繕を要する箇所を発見した場合、点検結果表にその旨を記載し、要修繕箇所の写真を添付すること。
- (6) 上記(2)の点検の結果、漏洩又は故障が発見された場合は速やかに発注者に報告するとともに、可能な範囲内で修理方法について発注者に提案すること。
- (7) 点検前、点検中、点検後の各工程において記録写真(カラー撮影)を撮影し、業務完了後に上記(2)の記録簿又は上記(4)の点検結果表と併せて写真を添付した完了報告書を2部提出すること。
なお、完了報告書は任意の書式とする。

7 資格等

本業務を実施する際は、次の資格等を有している者を業務に従事させること。

- (1) 1級建築士若しくは2級建築士の資格を有する者又は建築設備検査員の資格を有する者
- (2) 冷媒フロン類取扱い技術者若しくは一定の資格等を有し、かつ、点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者

8 一般事項

- (1) 受注者は、本業務に係る報告等については書面により発注者に提出すること。
なお、書式については、発注者から特別の指示が無い限りは、任意若しくは受注者で定めた書式を使用すること。
- (2) 受注者は、本業務の実施に際し、点検時における騒音発生等を考慮し、周辺住宅地の生活環境を最大限尊重して業務を履行すること。
- (3) 受注者は、本業務に伴う騒音等が原因で周辺住民から申し入れ等があった場合は直ちに業務を中止して、発注者に申し入れ内容を速やかに伝達すると共に、申し入れの翌日までに書面で原因等を記載した書面を提出すること。
- (4) 受注者は、本業務の実施に際し、発注者の施設、設備、敷地フェンス及び周辺住宅等に損害を与えた場合は、速やかに発注者に伝達するとともに、損害発生日の翌日までに詳しい損害状況、原因等を記載した報告書を提出すること。
- (5) 受注者は、損害を与えた発注者の施設、設備、敷地フェンス及び周辺住宅地については、受注者の責任において速やかに修繕等を実施し、原状回復を行うこと。
- (6) 受注者は、本業務の履行上知り得た情報を第三者に漏らし、提供し又は利用させてはならない。
- (7) 本業務に関係のある諸手続は受注者において行い、これに要する経費は受注者の負担とする。
- (8) 当仕様書に明記のない事項及び疑義がある場合は、発注者と協議の上、その指示に従うこと。